

再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（案）

令和 4 年 1 1 月 4 日
調達価格等算定委員会

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、秋田県八峰町及び能代市沖、長崎県西海市江島沖、新潟県村上市及び胎内市沖並びに秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る同条第 1 項に規定する公募占用指針に関し、同条第 2 項第 1 号及び第 4 号から第 10 号までに掲げる事項等について、以下のとおり、調達価格等算定委員会の意見を取りまとめた。

経済産業大臣におかれては、本意見を踏まえて、当該事項を定めることを求める。また、本意見の内容と異なる決定をするときは、事前に調達価格等算定委員会の意見を聴くように求める。

- （1）公募の対象とする発電設備区分等（法第 13 条第 2 項第 1 号関係）
- 公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る交付対象区分等は、「風力発電設備（着床式洋上風力）」とする。
- （2）発電設備の出力の量の基準（法第 13 条第 2 項第 4 号関係）
- 最大受電電力量は、促進区域の指定時に、当該区域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統（以下「確保されている系統」という）の範囲で事業を実施することとし、発電設備の出力は上限を設定せず、下限は情報提供を行った事業者が確保している系統の容量から 20%を減じた出力（2 者以上から、自らが確保している系統を当該区域で活用することを希望するとして情報提供があった場合は、事業者毎の系統容量の小さい方から 20%を減じた出力）とする。

(3) 公募の参加者の資格に関する基準（法第13条第2項第5号関係）

- 経済産業省と国土交通省が令和4年10月に改訂した「一般海域における占用公募制度の運用指針」において例示された参加資格を基本として、設定することとする。
- また、公募占用指針に記載されている遵守事項に違反した場合の他の促進区域での公募への参加を一定期間認めない期間（以下「公募参加停止期間」）については、以下の内容を基本的な考え方とする。
 - ① 事業者に対する公募参加停止期間の設定に当たっては、公共工事における中央公契連モデルにおける指名停止期間を準用し、個別事案ごとに公募参加停止期間を設定する。
 - ② 公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できない条件を付与する。

(4) 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項（法第13条第2項第6号関係）

- 公募参加時に納付する第1次保証金は、500円/kW、選定後に納付する第2次保証金は、5,000円/kW、選定後24ヶ月以内に納付する第3次保証金は、13,000円/kWとする。
- また、本公募に係る系統工事の保証金等を一般送配電事業者に支払っている場合は、当該保証の分だけ、第2次、第3次保証金から控除することとする。
- 保証金の没収事由は、以下の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額
1	第1次保証金	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2		公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格に関する基準のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3		当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第2次保証金の提出期限までに必要な第2次保証	全額

		金を提供していることが確認できなかったこと	
4	第2次保証金又は第3次保証金	再生可能エネルギー発電事業を中止した場合	全額
5		再エネ特措法第9条第1項に規定による認定の申請の期限までに認定を取得しなかった場合	全額
6		保証金の提供に代えて提出した保証書の効力が消滅した場合（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を納付した場合を除く）	全額
7		公募参加にあたり談合等の不正行為を行った場合	全額
8		暴力団である場合等	全額
9		当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始をしなかったこと（ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合は除く）	全額

※第3次保証金の提出期限までに必要な第3次保証金を提供していることが確認できない場合は、第2次保証金は没収する。

※保証金の没収免除の対象の範囲及び要件は以下のとおり。

（範囲）

没収事由1～8の第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の対象の範囲は、法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害とする。没収事由9の同範囲については、上記に加え、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合とする。

（要件）

上記範囲に該当した上で、没収事由1～8については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすものとし、没収事由9については、以下の③、④の要件を両方を満たすものとする。

- ① 法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること
- ② 激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備若しくはその設置予定地並びに本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること
- ③ 選定事業者の自己の過失によらないものであること
- ④ 当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること

（5）供給価格上限額（法第13条第2項第7号関係）

- 別添のとおり、モノパイル式とジャケット式で区別して設定する。そ

の上で、ジャケット式についても、コスト低減と導入拡大を適切に促していくこととする。

(6) 基準価格又は調達価格の額の決定方法（法第13条第2項第8号関係）

- FIP制度の基準価格は、選定事業者が提出した公募占用計画の供給価格とする。

(7) 交付期間又は調達期間（法第13条第2項第9号関係）

- 交付期間は20年間とし、運転開始予定日はFIP認定を受けた日から8年を上限として公募の参加者が自ら設定することとし、その上で運転開始予定日を超えた場合は、交付期間を短縮する。
- ただし、基地港湾についてその他区域の事業実施者と使用期間の重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整をせざるを得ないとして、公募占用計画に記載された運転開始日を遅らせた場合に限り、交付期間の短縮は行わないこととする。

(8) 選定事業者における再エネ特措法第9条第1項に規定による認定の申請の期限（法第13条第2項第10号関係）

- 選定の日から1年とする。

(9) ゼロプレミアム水準

- 3円/kWhとする。

(10) FIP制度の適用

- FIP制度のみ認められることとする。